

建設協力金等に対する税法上の取り扱いについて

商工会議所会館建設に係る建設協力金は、「共同的施設の設置のために支出する費用」に該当し、次の通り経理処理をお願いすることになります。

(1) 負担された総額が 20 万円未満の場合

- ①法人 その支出した日の属する事業年度において、損金経理をした時は、その事業年度の損金の額に算入されます。
- ②個人事業主 その支出した年分の必要経費に算入されます。

※「支出した日」は原則実際に支払った日ですが、会館建設着手前に協力金を支出した場合は、会館建設着手までは「前払費用」として算入し、会館の建設着手時に支出したものとして取り扱います。

【根拠法令】

法人税法第2条第24号、法人税法施行令第14条第1項第6号イ・第134条所得税法第2条第1項第20号、所得税法施行令第7条第1項第3号イ・第139号の2、法人税基本通達9-7-15の3(2)

(2) 負担された総額が 20 万円以上の場合

- ①法人 その支出した日の属する事業年度の繰延資産に計上します。
- ②個人事業主 その支出した年分の繰延資産に計上します。

【減価償却期間及び方法】

イ. 償却期間 10 年

ロ. 償却方法 均等償却

ハ. 償却開始の時期

償却開始の時期は、会館建設着手前に協力金を支出した場合は建設に着手した時から、会館建設着手後に協力金を支出した場合は協力金を支出した時からとなります。

二. その他

協力金を分割して支出する場合は、総額が確定していてもその総額を未払金に計上して償却することはできませんが、分割期間が短期間（おおむね3年以内）の場合は、当初に総額を計上して償却することも可能です。

【根拠法令】

法人税法第32条第1項、法人税法施行令第64条第1項第2号

法人税基本通達8-2-3・8-2-4・8-3-3・8-3-5

所得税法第50条第1項、所得税法施行令第137条第1項第2号、

所得税基本通達50-3・50-4・50-5

(3) 消費税

協力金は課税仕入れに該当しません。

【根拠法令】

消費税法基本通達5-5-6

※ご注意

個人事業主でない給与所得者等の個人の方については、繰延資産の取り扱いや寄付金控除の対象となりません。